

税金 軽自動車税(種別割)に関するお知らせ

グリーン化特例による軽減について

令和4年度軽自動車税(種別割)についても、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車は、軽自動車税(種別割)が軽減されるグリーン化特例(軽課)が適用されます。対象となる車両は、ナンバー登録をした翌年度に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。詳細は下表をご覧ください。

車種区分		税率(年税額)			
		令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査(ナンバー登録)をした車両			
		電気自動車 天然ガス軽自動車 ※1	乗用・営業用：令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準90%達成車 ※2	乗用・営業用：令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準70%達成車 ※2	
		75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上	乗用	2,700円	3,500円	5,200円
		営業用	1,800円		
	貨物	自家用	1,300円		
		営業用	1,000円		

- ※1 平成21年排出ガス基準10%低減または平成30年排出ガス規制適合
 - ※2 揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。
- (注)最初のナンバー登録(初度検査年月)が平成21年3月以前の車両については、重課税率が適用されます。

農耕車(トラクター等)のナンバー登録をしましょう

トラクター、コンバイン等で乗用装置を有するものや、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、公道を走らなくても所有していればナンバー登録が必要です。ナンバー登録が済んでいない車両を所有している方は、印鑑と車台番号等が分かる書類(販売証明書、譲渡証明書等)を持参し、税務課で登録をお願いします。

おしらせ版

問 総務課 ☎ 内線314



広報よりいいや寄居議会だよりがスマホで読める! 寄居町をもっと身近に感じるアプリ「マチイロ」をご活用ください。最新号はもちろん、バックナンバーも閲覧できます。



QRコードからダウンロード!

よりいいジョブセンター

働きたい皆さんを応援します! お気軽にご利用ください。

- ▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)
- ▶時間 午前9時～午後5時
- ▶場所 役場2階
- ▶相談内容
 - ①職業相談・職業紹介
 - ②内職相談(火・金曜日実施)
 - ③障害者を対象とした就労支援
 ※②、③は、町内在住の方が対象

☎よりいいジョブセンター(☎586・1331)

お知らせ
皆さんの声を町政に! 町長への手紙・ファックス・Eメール

町長への手紙・ファックス・Eメールは、皆さんからお寄せいただいたご意見・ご提言等を、今後の町づくりに生かしていくための広聴制度です。町長が自ら拝読し、回答します。貴重なご意見をお待ちしています。

役場1階ロビーと男衾・用土両連絡所に「町長への手紙ボックス」を設置しています。所定の用紙が備え付けてあります。

で、必要事項を記入し、ボックスに投函してください。

町長へのファックス
町長への手紙ボックスに備え付けてある所定の用紙に必要事項を記入し、専用ファックス(☎581・4974)へ送信してください。

町長へのEメール
町公式ホームページ内に「町長へのEメール」コーナーがあります。必要事項を入力し、送信してください。

問 総務課 ☎ 内線314

お知らせ
ご存じですか? スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、スポーツ活動だけでなく文化活動やボランティアなどの社会教育活動を安心して行うための補償制度です。令和4年度は保険内容の改定が行われます。詳しくは、生涯学習課に備え付けてあるパンフレットをご確認ください。

加入対象
スポーツ活動や文化活動等を行う4人以上の団体

対象となる事故
団体管理下での活動中(国内)と団体活動への往復中の事故等

補償内容
傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険

※加入区分により補償金額は異なります。

申込方法
(公財)スポーツ安全協会ホームページ「スポ安ねっと」からのインターネットによる申し込み、または加入依頼書の郵送による申し込み

※令和5年度からはインターネット申し込みに一本化されます。円滑な移行のため、令和4年度よりできる限りインターネット

ターネットによる申し込みをお願いします。

保険期間(令和4年度)
令和4年4月1日～令和5年3月31日
※4月1日以降の申し込みは、加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効。インターネットの場合は、払込日から有効。

問 (公財)スポーツ安全協会埼玉県支部(☎048・779・9580)、または生涯学習課(☎内線531)

お知らせ
ご存じですか? 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方々は、預貯金等の財産管理や介護サービス、施設入所等に関する契約を一人で行うことが難しい場合があります。また、本人にとって不利益な契約を結んでしまうなど、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような方々を法的に守る制度が成年後見制度です。

成年後見制度とは?
「成人」で「判断能力が不十分な方」の財産管理や契約行為を、本人に代わり法的に権限を与えられた後見人等が行い、本人の生活を保護し支援する制度です。

成年後見支援センター
町では、成年後見支援センターを設置して、成年後見制度の利用や申し立てに関する相談を受け付けています。詳しい内容はお問い合わせください。

※成年後見人の役割は本人の財産管理や介護サービスなどの契約であり、食事の世話や実際の介護等は含まれません。

相談窓口
○寄居町成年後見支援センター(寄居町社会福祉協議会内 ☎501・7027)
○福祉課(☎内線122・124)

お知らせ
総合体育館・アタゴ記念館は当面、休館となります

町立総合体育館・アタゴ記念館は、新型コロナウイルスの集団接種会場として使用するため、3月31日以降も当面、休館となります。

問 生涯学習課(☎内線531)

お知らせ
ご活用ください! 電子申請・届出サービス

電子申請・届出サービスは、町や県の窓口で受け付けている申請や手続きをインターネットで行えるサービスです。引越に伴う水道手続きや自動車税住所変更等、さまざまな手続きが、皆さんのスマートフォンなどから、いつでもどこでも行えます。ぜひご活用ください。詳しくは、町または県ホームページをご覧ください。

※埼玉県「電子申請」で検索
問 総合政策課(☎内線464)

お知らせ
三井住友銀行窓口での公金取扱い変更について

令和4年3月31日をもって、三井住友銀行の窓口での公金取扱い(無料取扱い)が終了します。町で発行した納入通知書等により、4月1日以降、三井住友銀行の窓口で納付を希望する際は、別途手数料をご負担いただくこととなります(手数料については銀行へご確認ください)。

※お手持ちの納付書の納付場所に三井住友銀行の記載がある場合でも、4月1日以降は、手数料をご負担いただくこととなりますのでご了承ください。

問 会計課(☎内線172・173)

広告

広告